

感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する指針

リンクス福祉サポート株式会社

デイサービスセンターアカラ
居宅介護支援センターアカラ

1 基本的な考え方

感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が多数生活する環境では、感染症等が広がりやすい状況にある。そのために、当法人の各事業所は、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から感染症等の予防・まん延防止の対策を実施する。また、感染症等の発生時には迅速で適切な対応に努める。

当法人における感染症・食中毒の予防及びまん延防止の基本的考えを理解し、法人全体で取組むため本指針を作成する。

2 体制

(1) 感染症対策委員会の設置

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のために担当者を決め、感染症対策委員会を設置し法人全体で取組む。

(2) 感染症対策委員会の開催

委員会は年2回以上開催する。必要に応じて適宜に開催する事ができる。

(3) 感染症対策委員会の主な役割

- ① 感染対策マニュアル等の作成及び見直しを行なう
- ② 感染症等の防止策に関する資料の収集と職員への周知を行う
- ③ 研修や訓練を企画し、実施する
- ④ 各事業所での感染症対策実施状況の把握と評価を行う
- ⑤ 前項の評価による改善策の立案及び周知を行う

3 感染症・食中毒の予防及びまん延防止の対策

- (1) 手洗いや手指消毒及びうがいの励行
- (2) 個人防護具(手袋/マスク/フェイスシールド等)を使用する
- (3) 事業所内の衛生管理や清潔保持のため、定期的な整頓整理・清掃及び消毒を実施する
- (4) 感染症廃棄物等を扱う場合は、細心の注意を払い適切な方法で対応する
- (5) 外来者に衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止に努める

4 感染症等の発生時の対応

- (1) 利用者の健康管理上、感染症を疑う場合には速やかに、各事業所の管理者及び責任者(以後「管理者等」とする)に報告をする。各事業所の管理責任者等は、直ちに法人事務所に報告の上、事業所内において必要な指示をおこなう。

- (2) 各事業所の管理責任者等は、感染症等の発生またはそれが疑われる状況が生じた時は、事業所内において速やかな対応をおこなう。また、利用者の状態に応じて主治医等との連携を図るなどの適切な対応を講ずる。
- (3) 感染症等の発生またはそれが疑われる状況が生じた時は、利用者の状況やそれぞれに講じた措置等の記録を行う。
- (4) 各事業所管理者等は、所轄庁及び保健所に必要事項を報告するとともに、指示を求める等の措置を講ずる。
- (5) 日頃から感染症等の発生または、まん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては休職及び面会制限等の措置を講ずる。

5 感染症対策マニュアル等の整備と活用

- (1) 各事業所において、感染症対策マニュアル等を整備するとともに、マニュアル等に沿った感染症対策に努める。
- (2) 感染症対策マニュアル等を定期的に見直し、最新情報を掲載する。
- (3) 「介護現場における感染症対策の手引き(厚生労働省)」を踏まえて感染症対策に常に努める。

6 感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する職員教育

職員に対して感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り教育を行う。

- (1) 定期的な教育及び研修の実施を行う
- (2) 新任者に対する感染症対策研修の実施
- (3) そのた必要な教育及び研修の実施

7 感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する指針の閲覧について

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、各事業所内に掲示するとともに、当法人のホームページに公表する。

附則

この指針は、令和6年4月1日よから施行する